七ヶ浜町保育所等利用案内

令和 4 年度版

<目次>

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
2	保育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
3	教育・保育給付認定及び入所要件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3-4
4	利用者負担額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5-6
5	認可保育所の入所申込について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7-8
6	保育施設の利用等に関するお問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P9

七ヶ浜町子ども未来課令和3年11月発行

1 はじめに

(1)短縮保育(慣らし保育)について

短縮保育(慣らし保育)とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。短縮保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育所等によって異なります。 事前に保育所等へ必ず確認してください。

なお、利用開始日より前に短縮保育を行うことはできません。ご家族や雇用先等 とも調整の上、利用開始月を検討してください。

(2)特別な支援を必要とするお子さんについて

障害や重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申込前に必ず、利用を希望する保育所等にご相談ください。

申込書等をご提出いただく際には、希望する保育所等への相談状況について、確認しますので、子ども未来課の窓口へお越しください。

また、お子さんの心身の状態や発達等について、気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、申込書に記入してください。

2 保育施設

(1)保育施設の設置状況

事業所名	定員	運営	所在地	電話番号
(種別)		主体		
遠山保育所	90名	公営	七ヶ浜町遠山 4-3-15	022-366-0444
(認可保育所)				
あい保育園汐見台	60名	民営	七ヶ浜町汐見台 7-1-2	03-6435-8702
(認可保育所)				※開設準備室
遠山保育園	75 名	民営	七ヶ浜町遠山 1-1-29	022-363-0037
(認定こども園)				
汐見台保育園	55 名	民営	七ヶ浜町汐見台 3-3-43	022-357-5731
(認定こども園)				

(2)保育施設の種類

種別	内容	
保育所	保護者の就労等で保育が必要な0歳から小学校就学前までの児童	
	を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供します。	
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で0歳児から小学校就学前	
	までの児童を対象とし、3歳未満児には保育を提供し、3歳以上児	
	には教育及び保育を提供します。	

3 教育・保育給付認定及び入所要件等

新制度では、幼稚園や保育所などの利用を希望する場合、保護者の方の就労状況などにより認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。また、入所後に保育を必要とする要件等に変更が生じた場合は、届出が必要となります。

教育・保育給付認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、次のとおり1号認定、2号認定及び3号認定の3つの区分が設けられ、認定された区分によりそれぞれのニーズに合った施設や事業をご利用いただきます。保育利用を希望する場合には、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

(1)教育・保育給付認定の認定区分

区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前のお子さん(2号	幼稚園(新制度対象園のみ)
	認定を除く)	認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病な	保育所
	どの理由により保育を必要とする	認定こども園(保育所部分)
	お子さん	
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病な	保育所
	どの理由により保育を必要とする	認定こども園(保育所部分)
	お子さん	

(2)保育の必要量

2号認定または3号認定には、保育を必要とする時間(勤務時間や通勤時間などを 踏まえた時間)によって、さらに「保育標準時間認定(最大 11 時間)」と「保育短時 間認定(最大 8 時間)」の2つの区分が設けられています。それぞれの時間帯を超え て利用する場合は延長保育となり、別途利用料がかかります。

(3)各施設の保育時間 ※変更となる場合がありますので、施設へご確認ください。

施設名	認定区分	保育時間	延長保育時間
遠山保育所	保育標準時間認定	7:30~18:30	18:30~19:00
		(最大 11 時間)	
	保育短時間認定	8:30~16:30	7:30~ 8:30
		(最大 8 時間)	16:30~18:30
あい保育園汐見台	保育標準時間認定	7:30~18:30	18:30~19:30
		(最大 11 時間)	
	保育短時間認定	8:30~16:30	7:30~ 8:30
		(最大 8 時間)	16:30~18:30
遠山幼稚園・遠山保	保育標準時間認定	7:30~18:30	
育園		(最大 11 時間)	
汐見台幼稚園・汐見	保育短時間認定	8:30~16:30	
台保育園		(最大 8 時間)	

七ヶ浜町保育所等利用案内(R3.11 発行)

(4)保育認定等に関する基準(入所要件)

│No, │保育を必要とするヨ	T 由 保育以	要量(認定区分)	指数
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1 就労している場合(間(月 96 時間以上の場合)	6
間以上)	短時間	(月 48 時間以上の場合)	~9
2 妊娠中または出産は	こより兄 標準時間	間(希望により短時間も可)	9
姉の保育が困難な場			
3 病気、怪我、または	青神若し 標準時間	間または短時間(申請による)	6
くは身体に障害を表	有してい		~10
る場合			
4 家庭内の親族を常り	こ介護し 標準時	間または短時間(申請による)	6
ている場合			~10
5 震災、風水害及び	火災その 標準時	間(希望により短時間も可)	10
他の災害の復旧に	当たって		
いる場合			
6 求職活動中である場	場合 短時間		5
7 就学している場合(学生、職 標準時	間または短時間(申請による)	6
業訓練等通学を要	! するも		
(D)			
8 虐待・DV の恐れがる	ある場合 標準時	間(希望により短時間も可)	10
9 既に保育所を利用	している 短時間		6
児童のうち継続利力	用が必要		
である場合			

- ※ 上記の他、世帯状況等による加算(減算)があります。
- ※ 無収入で就労と認められない場合は対象になりません(例 ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など)。

4 利用者負担額

利用者負担額(保育料及び副食費)は、保育利用対象のお子さんの父母及び同居の祖父母等(生計中心者である場合に限ります。)の市町村民税所得割額の合計額により決定します。

(1)算定方法 次のとおり

前期(4~8月)分	後期(9~3月)分	
「昨年度」の市町村民税所得割額の合計額	「本年度」の市町村民税所得割額の合計額	

※ 年度の途中で税額が変更となる場合は、子ども未来課へ届出が必要となります。

(2)保育料(月額)

- 1) 満3歳以上のお子さん 0円
- 2) 満3歳未満のお子さん 次のとおり

階層区分			利用者負担額(月額)	
階層	定義		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	帯又は里親世帯	0 円	0円
2	町民税非課種	说世帯	0 円	0 円
3	町民税世帯均	匀等割のみ	12,000 円	11,700 円
4	町民税所得	所得割課税額	14,000 円	13,700 円
	割課税世帯	48,600 円未満		
5		所得割課税額	16,000円	15,700 円
		72,800 円未満		
6		所得割課税額	23,000 円	22,600 円
		97,000 円未満		
7		所得割課税額	35,000 円	34, 400 円
		133,000 円未満		
8		所得割課税額	42,000 円	41, 200 円
		169,000 円未満		
9		所得割課税額	50,000円	49, 100 円
		301,000 円未満		
10		所得割課税額	54,000 円	53,000 円
		301,000 円以上		

※ 寄付金控除(所得税法第78条第1項)、配当控除(法第92条第1項)、外国税額控除(法 第95条第1項、第2項及び第3項)、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (法第41条等)は適用されません。

3) 第2子以降の満3歳未満のお子さん 次のとおり

小学校入学前のお子さんのうち、上から	小学校入学前のお子さんのうち、上から
2番目のお子さんが満3歳未満の場合	3番目のお子さんが満3歳未満の場合
2)の1/2の額	0円

(3)副食費(月額)

認可保育所	認定こども園	
1) 満3歳以上の子 4,500円	1) 満3歳以上の子 5,500円	
2) 年収360万円未満相当世帯の子 0円	2) 年収360万円未満相当世帯の子 0円	
3) 全ての世帯の第3子以降の子 0円	3) 全ての世帯の第3子以降の子 0円	

(4)認可保育所の延長保育事業

保護者等の勤務時間または通勤時間等によりの認定保育時間を超える場合、入所しているお子さんを次のとおりお預かりします。

区分	延長保育時間	延長保育料
		(月額)
保育標準時間	① 遠山保育所 18時30分から19時まで	1,500円
(最大 11 時間)	② あい保育園汐見台 18時30分から19時30分まで	
保育短時間	7時30分から8時30分まで	300 円
(最大 8 時間)	16 時 30 分から 18 時 30 分まで	300 円

(5)認可保育所の利用者負担額の納入及び取扱金融機関について

施設	口座振替の場合	納入通知書による納入
遠山保育所	【保育料及び副食費】	【保育料及び副食費】
	● 七十七銀行本店及び支店	● 七ヶ浜町会計課
	● 杜の都信用金庫本店及び支店	● 遠山保育所
	● 仙台農業協同組合本店及び支店	● 七十七銀行本店及び支店
	● ゆうちょ銀行	● 杜の都信用金庫本店及び支店
		● 仙台農業協同組合本店及び支店
		● 宮城県漁協七ヶ浜支所
あい保育園	【保育料】	【保育料】
汐見台	※副食費は施設が徴収します。	※副食費は施設が徴収します。
	● 上記金融機関と同じ	● 上記金融機関と同じ

- ※ <u>令和4年度より、認可保育所の利用者負担額の口座振替が開始となります。現在、上記の取扱金融機関に口座を開設していない場合は、口座を開設していただきますようお願いします。</u>
- ※ <u>振替不能となった場合は、納入通知書を発行しますので、上記の取扱金融機関より指定された期限までに納入をお願いします。</u>

5 認可保育所の入所申込について

認可保育所の入所申込については、七ヶ浜町役場子ども未来課において、申込を受付します。また、申込書等の必要書類は子ども未来課窓口にて配布するほか、町のホームページからもダウンロードすることができます。

なお、認定こども園の入所申込については、直接施設へお問い合わせください。

(1)申込から入所までの流れ

由汉

- •認可保育所への入所を希望する方は、子ども未来課へお申込ください。
- •認定こども園への入所を希望する方は、その施設へお申込ください。

認定・調理

•町が、認定審査及び入所に関する調整を行います。

← 田 \Z m

- •入所が見込まれる方には、保育士との面接のお知らせを送付します。
- •入所が見込まれない方には、入所保留通知書を送付します。

入所決定

•入所が決定した方には、認定証及び入所決定通知書を送付します。

入所

•入所決定通知書に記載している入所開始日より入所できます。

(2)令和4年4月1日から入所を希望する場合

○ 第1次募集

施設	①遠山保育所 ②あい保育園汐見台
対象児童	平成28年4月2日~令和3年10月1日までに生まれた児童
申込受付期間	令和3年11月24日(水)~12月10日(金)※土、日曜日除く
提出先	七ヶ浜町役場子ども未来課
結果通知	受付期間内に申込手続きが完了した場合、入所が見込まれる方に
	は、翌年1月に保育士との面接のお知らせを送付します。入所が
	見込まれない方には、入所保留通知書を送付します。

○ 第2次募集以降の申込受付

募集	第1次募集の入所調整後、定員に満たなかった場合等に募集を行		
	います。第1次募集申込受付で定員に達した場合は、募集は行い		
	ません。		
	(入所申込書の受付は行いますので、お問い合わせください。)		
施設	①遠山保育所 ②あい保育園汐見台		
対象児童	平成28年4月2日~令和3年10月1日までに生まれた児童		
申込受付期間	令和3年12月13日(月)以降 ※土、日曜日除く		

七ヶ浜町保育所等利用案内(R3.11 発行)

提出先	七ヶ浜町役場子ども未来課
結果通知	受付期間内に申込手続きが完了した場合、入所が見込まれる方
	には、保育士との面接のお知らせを送付します。入所が見込まれ
	ない方には、入所保留通知書を送付します。

(3)令和4年4月2日以降に入所を希望する場合

募集	第1次募集の入所調整後、定員に満たなかった場合等に募集を行				
	います。第1次募集申込受付で定員に達した場合は、募集は行い				
	ません。				
	(入所申込書の受付は行いますので、お問い合わせください。)				
施設	①遠山保育所 ②あい保育園汐見台				
対象児童	入所開始希望日現在、生後6か月以上の児童				
申込受付期間	令和3年12月13日(月)以降 ※土、日曜日除く				
提出先	七ヶ浜町役場子ども未来課				
結果通知	受付期間内に申込手続きが完了した場合、入所が見込まれる方				
	には、保育士との面接のお知らせを送付します。入所が見込まれ				
	ない方には、入所保留通知書を送付します。				

(4)入所要件

以下の要件を満たす場合に申込ができます。

- 1) 申込時点において、お子さんと保護者が七ヶ浜町住んでいること(住民票があることを原則とします)。
- 2) お子さんの保護者が保育を必要とする要件に該当すること。

(5)必要書類

入所申込に必要な書類は以下のとおりとなります。

- 1) 支給認定申請書兼保育所入所申込書(様式第1号)
- 2) 保育を必要とすることを証明する書類

保育の必要性の事由	提出書類
就労	就労証明書
妊娠または出産	母子健康手帳の写し等
疾病	診断書または身体障害者手帳等の写し
看護	診断書または身体障害者手帳等の写し
災害復旧	災害復旧に従事することを証明する書類
求職活動	ハローワーク受付票の写し等
就学	在学証明書等の写し
育児休業	育児休業を取得している旨が記載された就労証明書

- 3) 個人番号(マイナンバー)記入用紙
- 4) 令和3年度住民税課税(非課税)証明書 ※保護者の住民票が七ヶ浜町にない方
- 5) 家庭状況調査票

6 保育施設の利用等に関するお問い合わせ先

七ヶ浜町子ども未来課(認可保育所の利用について)	電話 022-357-7454
七ヶ浜町遠山保育所(遠山保育所の保育について)	電話 022-366-0444
あい保育園汐見台 株式会社アイグラン(開設準備室)	電話 03-6435-8702
認定こども園遠山幼稚園・遠山保育園	電話 022-363-0037
認定こども園汐見台幼稚園・汐見台保育園	電話 022-357-5731